

第68号議案

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例（昭和54年足立区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「ア、イ又はウ」を「ア又はイ」に改め、イを削り、ウをイとし、同号を同条第6号とし、同条第2号から同条第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定中高層建築物 中高層建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、高さが20メートルを超えるものをいう。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 隣接関係住民 近隣関係住民のうち、次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 中高層建築物の敷地境界線から、令第2条第1項第6号の規定によるその高さと同じ水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

イ 特定用途建築物の敷地境界線から規則で定める水平距離の2分の1の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

第6条の見出しを「（説明会の開催等）」に改め、同条第1項中「場

合において」を「ときは」に改め、「、近隣関係住民からの申出があつたときは」を削り、「説明会等」を「説明会又は個別説明」に、「近隣関係住民に速やかに説明」を「次の各号に掲げる者に速やかに説明」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 隣接関係住民

(2) 近隣関係住民（隣接関係住民を除く。）で申し出た者

第6条第2項中「前項」を「前2項」に、「説明会等」を「説明会又は個別説明」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 特定中高層建築物及び特定用途建築物のうち規則で定めるものの建築に係る計画の内容の説明の方法は、原則として説明会によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に標識設置の届出があつた中高層建築物等について適用し、同日前に標識設置の届出があつた中高層建築物等については、なお従前の例による。

(提案理由)

中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する手続を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。